

1 改正の理由

- (1) 地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 地方税法が改正され、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようになったことに伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を定める。

2 主な内容

(1) 個人市民税

- ア 当初申告後に行われた減額更正の後に、修正申告書の提出又は増額更正があった場合は、追徴すべき不足税額について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。
- イ 市民税・県民税減免申請書に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に定める個人番号の記載をしないこととする。
- ウ 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一定額を超える場合において、一定の検診等又は予防接種を受けているときには、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設ける。
- エ 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、所得割の課税の特例として、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとする。

(2) 法人市民税

当初申告後に行われた減額更正の後に、修正申告書の提出があった場合は、納付すべき税額について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。

(3) 固定資産税

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率は、3分の2とする。

(4) 特別土地保有税

特別土地保有税減免申請書に、番号法に定める個人番号の記載をしないことと

する。

(5) 事業所税

中小企業者等に係る事業所税の減免申請書に、番号法に定める個人番号の記載をしないこととする。

3 施行期日

2の(1)のア及びエ並びに(2) 平成29年1月1日

2の(1)のイ、(3)、(4)及び(5) 公布の日

2の(1)のウ 平成30年1月1日